

EPAの更なる活用方策について

(外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会とりまとめ(平成28年2月26日))

1. 検討の背景

○ 『日本再興戦略』(改訂2015)(平成27年6月30日閣議決定)

- ・ 経済連携協定に基づきインドネシア、ベトナム及びフィリピンから受け入れている外国人介護福祉士候補者について、その更なる活躍を促進するための具体的方策について検討を開始し、本年度中に結論を得る。

2. とりまとめの内容

○ EPA介護福祉士候補者及び介護福祉士資格取得者の受入れ対象施設の範囲を拡大

| | 現行の受入れ対象施設 | とりまとめの内容 |
|-------|---|---|
| 候補者 | <ul style="list-style-type: none"> ① 定員30人以上の入所施設(特養等) ② ①と同一敷地内で一体的に運営されている(併設されている)、通所介護等の事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ・①に、定員30人以上で介護保険サービスを提供する特定施設(有料老人ホーム等)を追加 ・①に、サテライト型施設を追加 ・②に、定員29人以下の小規模入所施設(小規模特養等)を追加 |
| 資格取得者 | <ul style="list-style-type: none"> ・訪問系サービスは対象外 ・療養病床を除き、医療機関は対象外 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本人介護福祉士と同様とし、訪問系サービス、医療機関も対象に追加 ・その際、訪問系サービスについては、利用者と1対1が基本であり、人権擁護等の観点から、安全確保措置(国際厚生事業団(JICWELS)*に苦情・相談窓口を設置する等)を併せて講じる等の対応が必要 |

* EPAに基づく介護福祉士候補者の受入れにおいて、マッチングや受入れ施設への巡回訪問の実施等の業務を担っている。